

離婚後も双方の親に我が子と生きる権利を！

引き離し

4

2009年2月12日

議員会館での勉強会

1月20日、親子ネットは、衆議院第2議員会館にて離婚・別居後の親子交流について勉強会を開催した。国会議員・秘書約30人をはじめ、マスコミ数社、地方議員、弁護士、離婚後子どもと会えていない当事者などで用意された80人分の席はほぼ埋め尽くされた。冒頭、今回の勉強会の開催に意欲を見せた下村博文衆議院議員は、離婚後も共同監護としている諸外国との比較をしながら、日本の法整備の遅れを指摘。国としてフォローの必要性を説き、超党派による議連結成を呼びかけた。

10年以上にわたり全く子どもと会えない当事者2名が、日本の面会交流の実情について、「子どもとの面会交流を取り決めて離婚したとしても、その後元配偶者に拒否されてしまうと、子どもとの交流が完全に絶たれてしまう」と語った。そのうえで、木下健一さん（仮名）は、「子どもの福祉を理由にして親子交流を絶ってきた裁判所の運用」に疑問を投げかけ、植野史さんは、自分と同じような辛い思いをする人がなくなるようにと訴えた。

臨床心理士でもある棚瀬一代・親和女子大学教授は、1980年までは単独監護であったアメリカが共同監護に変わっていった歩みを紹介しながら、心理学からみたその意味について、「離婚後も両親と頻繁かつ継続的な接触を可能なかぎり子どもに保障していくことが子供の最善の利益、つまり子どもの福祉に適う」と補足した。

そして、日本の裁判所で一般的に実施されている子どもの意向調査によって面会交流の可否を決定する手法に対し、監護親に遠慮せざるをえない子どもは、「お父さんもお母さんも好き。もっともっと会いたい」という本当の気持ちを言えないのだから、心理学の立場を優先するよう改めるべきだと強調した。

統計によれば、毎日約250組の親子が生き別れになっていく計算なる。子どもの成長は早い。慣習的な家制度にとらわれることなく、「親子の引き離しが容認されてしまう民法」から、「子どもの最善の利益が保障される民法」へと一刻も早く改正して欲しい。これが、我が子に会えない親達の切なる願いである。

第2回勉強会は、同じく衆議院第2議員会館にて2月17日開催予定です。多数の皆様の参加をお待ちしております。

（藤田尚寿）



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6 スペースF内

TEL/FAX 042-573-4010 (スペースF・宗像)

mailto:oyakononet2008@yahoo.co.jp

http://blog.goo.ne.jp/oyakononet

年会費 個人1000円、団体3000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名：親子交流ネット



離婚後の共同親権を考える勉強会

離婚・別居によって会えなくなった親子 第2回

■日時 2月17日(火) 13:00～14:30

■場所 衆議院第二議員会館第一会議室

■参加費 1000円

■講演 コリン・ジョーンズ

(同志社大学法科大学院教授、ニューヨーク州弁護士)

「国際社会から見た日本の現状

—親による子の連れ去りと面会拒否」

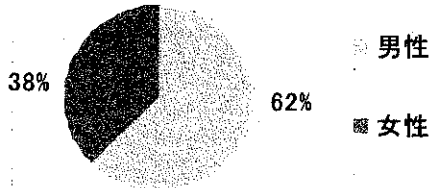
*事前に参加申し込みが必要です

アンケート結果に見る親子の引き離し その1

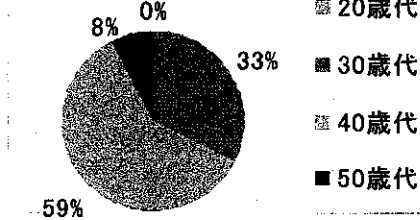
このアンケートは、引き離しに直面する親子の実態を明らかにする目的で、主に昨年7月13日の親子ネットの発足集会に出席された当事者、及びその後会員向けに郵送で送付したアンケート用紙に基づいて実施されたものです。

対象は、別居・離婚に伴い子どもと会えなくなっている親、会うことに困難が伴う親、過去に子どもと会えなくなった当事者で、有効回答数は40です。

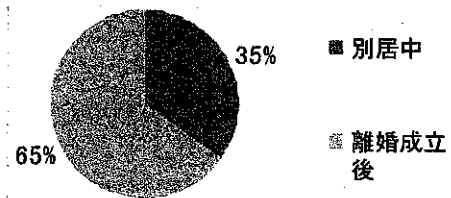
①当事者の性別



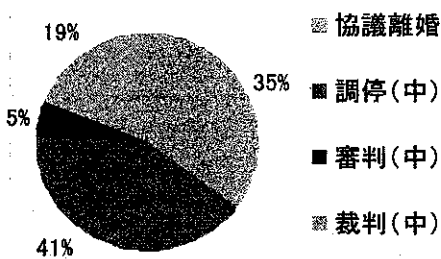
②当事者の年齢



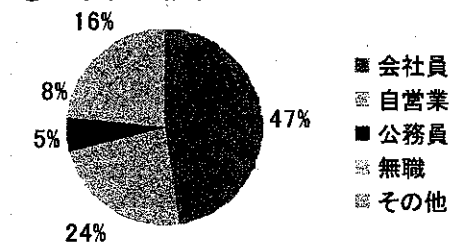
③相手方との現在の状況



④別居・離婚の形態



⑤当事者の職業



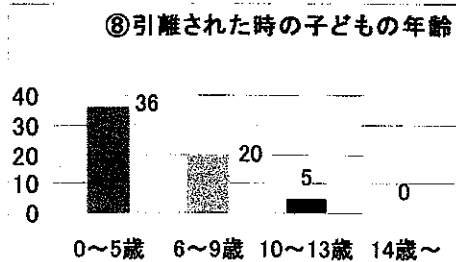
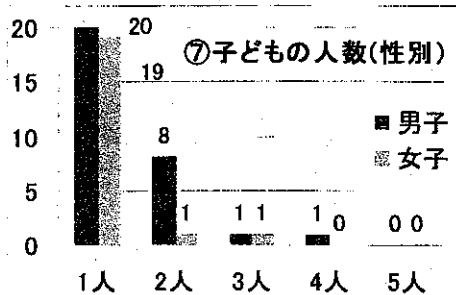
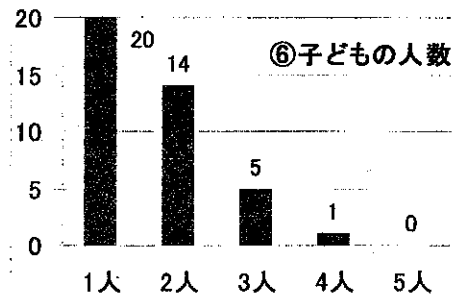
●当事者について 図①～⑤

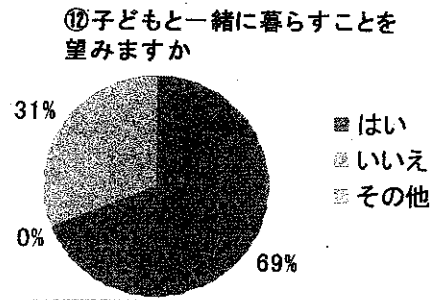
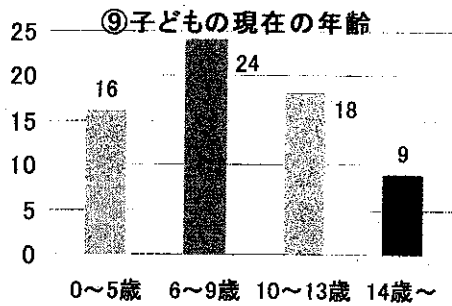
当事者は男性62%・女性38%の割合です。裁判所では母性優位の原則があると言われてはいますが、実際には女性の当事者が4割近くを占めています。

当事者の年齢は40歳代が6割近くを占め、30代が3割を占めています。年齢の傾向は、相手方についても同様です。

相手方との現在の状況は、別居中が35%、離婚成立後が65%で、審判や裁判に至る割合は、24%です。

当事者の職業は会社員・自営業・公務員で76%、その他の16%には専門職などが含まれています。





●子どもの人数・性別・年齢について

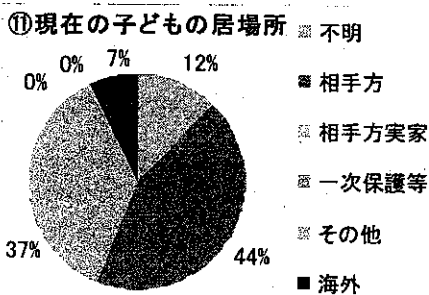
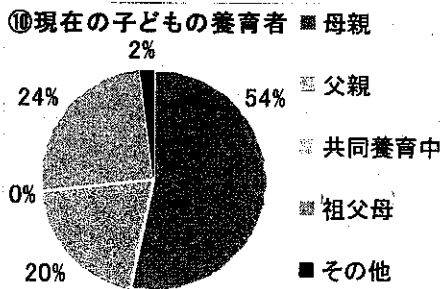
図⑥～⑨

子どもの人数は1人が50%、2人が35%、3人以上が15%、平均すると1.7人となります。子どもの性別は、男の子44人・女の子23人で男女の比率は概ね7：3の割合となります。5歳未満で引き離された子どもが59.7%を占めていますが、現在の子どもの年齢は5歳未満が23.9%、9歳未満が35.8%、13歳未満が26.9%、14歳未満が13.4%で、小学校高学年以降の子どもが40.3%となります。

●子どもとの今後の関わりについて 図⑩

子どもとの暮らしを望まない当事者の回答はゼロ。7割近くの当事者が、子供との暮らしを望んでいます。

その他を選択した理由は、相手方の影響で子どもが望まなかったり、思春期にさしかかったことなど、消極的な理由で会えないことが記されています。



●子どもの養育者・居場所について

図⑩～⑪

子どもの養育者は、母親が54%、祖父母（相手方）が24%、父親が20%となっています。一方、子どもの実際の居場所は相手方の家が、44%、祖父母（相手方）の家が37%、行方不明が12%、海外への連れ去りについては7%となっています。

●まとめ

当事者の6割が、子どもが5歳未満での引き離しを余儀なくされ、その後の成長を見守ることなく長期間引き離されている傾向が浮き彫りになりました。

また、子どもに占める男の子の割合が66%を占めることも一つの特徴です。

海外への連れ去りを含めて、子どもの居場所すら判明しない当事者が2割を占め、当事者と子ども双方の人権が無視されたかたちになっています。

今回は、具体的な引き離しの状況を分析します。



離婚家庭支援の現在②

「人権後進国、日本」

味沢道明（日本家族再生センター所長）

離婚による親子分離に関して、家裁は現状追認で、特に子どもに大きな問題が起こってなければ、とったもん勝ち、逃げたもん勝ちを認めています。これで日本は先進国って言えるん？ まったくの人権後進国です。

私は、分離親子の面接交渉に関する法律が時代遅れで、諸外国では虐待と判断される状況が日本では当たり前前の状況になっているし、そのことに虐待関係の専門家も理解できていない、といつも専門家批判に近い発言をしています。分離親子の相互成長のために、安全で安心な定期的な面会をする事が大切であり、それを保証するための専門的な知識やスキルを有する援助者の存在は不可欠、との発言です。けれど、専門家自身が、その事に対する理解ができず、虐待する親の問題としか理解できていません。

親子分離が虐待であるという概念を持つと、虐待防止のために分離強化を進めてきた事に対する矛盾が生じますから、その事には触れたくないのかもしれない。

専門家はあまり関わりたくないであろう、この面接交流に関してそれを支援する団体はほとんど

ありません。私のところでは六年程前から、その支援（ペアレンティングコーディネーター）を先駆的に実施して来て、すでに二百回ほどの実績を積んでいます。その中で私たちが学んで来た事は様々です。何よりも、面接が子どもの心理的成長にはとてもいい影響を与えているだろう事です。

明日も二年ぶりの面会が。弁護士は、「子どもはあなたを親と認識してないから、親と言うな」「子どもとは話す状況にせず、遊んでるのを眺めるだけにしろ」とか言って、条件をのまなければ会わせない、との事。

子どもを親に会わせないということは、相手方の親にしてみれば、子どもを人質にした誘拐犯と同じ事やっつて、そんな状況なんだけれど、人を傷つける事に無自覚な国民だから、どうしようもないですねえ。

先日のビジテーションは、あしかけ五年くらいの継続利用の親子です。子どもも父親も確実に成長して行くのが目に見えて、スタッフの私たちがいろいろと学ばせてもらっています。

(訂正)『引き離し』3号で、味沢さんの「離婚家庭支援の現在①」「いたましい引き離し」の最後の文章が切れていました。お詫びして、ここに訂正いたします。(編集部)

「冷静で客観的な家族に対する支援のできる専門家がどうすれば日本で育つのでしょうか。もう、女と男の対立をあおり、子どもを巻き込む被害者支援は終わりにしてほしいと願うのは私だけではないでしょうが。」

<団体紹介その4>

親子の絆ガーディアン四国&単独親権制度に反対する親の会

当団体はまだ会としての本格的な起ち上げは出来ておらず、個人が断片的に活動を続けているのが実情です。今後、親子ネットの支援を受けながら、当事者、有志を募り、組織的体裁を整えて行くのが当面の課題です。団体の名称を2つに分けているのは、それぞれに別の機能を持たせることを意図した構想によるものです。

簡単に説明しますと、親子の絆ガーディアン四国においては離婚家庭における子どもの精神面(特に年少児)に重点をおいた啓発を主として、将来的には引き離し問題に関する相談受け付け、虐待問題等も含めた離婚家庭の子供たちへの総合的サポートができることを目標としています。

単独親権制度に反対する親の会では、親権問題における法律的側面に特化した活動を意図しており、立法、司法への働きかけといった面で親子ネットと連携していくことを目的としています。

地域に密着しながら、全国規模の運動展開にも積極的に参加していく所存ですので、今後とも宜しくお願いいたします。

親子ネットNAGANO

学習・交流会を終えて

皆様のご協力により、2008年11月22日(土)親子ネットNAGANO学習・交流会 in 松本無事終了致しました。

当初、「松本で集会を開いて!」と言われてたときは、簡単な集まりだと思込んでいたのですが、宗像代表の手配により、新聞社より取材依頼があり、気がつけば親子ネットNAGANOの発足集会ということに。

……となった以上は体裁を整えるために必死でした。結果的には、行政、企業の後援を受け、当日は新聞社やテレビ局数社が集まり、想定外の賑わいとなりました。東京から来て下さった助っ人の皆様には本当に感謝いたします。

一番の悩みであった地元の参加者集めも、新聞掲載のお陰でなんとか10人程度集まりました。

後日談で、mixiやkijiji(掲示板サイト)で宣伝しても参加表明がゼロだった理由がよく分かりました。

参加された長野県の当事者の方ほとんどがPCを持っていなかったのです。彼らは新聞やチラシなどのアナログ情報以外には、今後も私たちの活動の情報が何も得られないのです。

中には連れ去りと同時に家財道具一式持っていかれて、残った通信手段は携帯電話のみ、新聞も取っていないくて、会社の同僚が新聞を見て教えてくれたという方もいました。

今回参加者の方々の話を聞いてわかったことは、共同親権や引き離しに対する認知度が地方ではまだまだ低く、理不尽な世の中に翻弄されながらも、どうすることもできずに黙々と闘っている人が多いということです。こういった方たちのためにも、私たちはさまざまな活動を通して認知度を高め、地元でもネットワークを広げていかなければならないと思いました。

これからは毎月第三土曜日に定例会を長野県各地で開催していく予定です。新聞掲載も考慮に入れます。

今後は定例会や相談をする中で、必要な方には当事者のメンタルケアを含めた、面会支援もしていけたらと思っています。今後も親子ネットの活動には、スタッフの勉強を兼ねて参加していき



いと思っています。

現実はまだまだ厳しいですが、できることからひとつずつこなして行きたいと思っています。今後ともみなさまのご指導、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

(堤 陽子)

すぐやめて！□人質弁護□ その2

『人質弁護』とは、“「慰謝料（解決金）を払うまで、または、離婚に応じるまで子どもと会わせない」などといった、子どもを使った離婚時の人質取引”のことです。離婚後の面会条件の交渉でも使われる事があります。

前回（引き離し2号）、この件について体験を踏まえて一部をご紹介、取組みを書かせていただきました。今回は、その後のご報告と周囲の事情をレポートします。

私は現在、調停調書で定められた子どもとの面会に関する条件は一切守られていません。理由は「養子縁組して、新しい家庭があるから」「子どもが忙しいから」「会いたくないとっているから」「相手が信用できないから」「連絡を取るのもイヤだから」といった理由です。

ここには大きく二つの面での問題があると感じています。

一つ目は「親権の解釈、取り扱いに関する法的な問題」。

二つ目は、子どもではなく監護親の感情や葛藤による不履行が問題視されず、「PAS（片親引き離し症候群）に相当する内容が尊重されてしまう」という裁判所での運用解釈やPASなどの諸問題知識・認識不足、の二つです。

分類やその定義には諸説あり、意見も分かれるところですが、

- ・親権者が立場を利用して、子どもの福祉を無視し、引き離しが横行している

- ・調停も、“あくまでも合意を優先し、親権者の意向をほぼそのまま尊重する”ことで、無意味に引き離し期間を延ばしている（監護親がイヤだといったらとにかく不履行だろうが会わせない）といった結果を招き、問題の深刻化を加速させています。

離婚後の親同士の信頼関係は、面会以外にも子どもにとって非常に重要なテーマです。実の親子関係はなんら変わりがありません。そこで「人質弁護」が行われれば信頼関係はおろか、和解、いえ、面会自体が困難となります。

私の場合は、「面会履行の調停」をしている最中、相手方からは「接見禁止の審判申立」をされました。話し合いたいという和解前提の姿勢に対して、不履行を棚上げして調停を飛び越し、審判申立をするという対応です。この「接見禁止審判」が申立てられる前は、相手方は「調停条項にある“月に二回の面接”ではなく、“三ヶ月に一度なら会わせ

てもいい」と言っていました。それが、調停がはじまったとたんに「接見禁止の審判申立」です。「子どもに会いたければ、年に四回の面会で納得せよ、でなければ一生会わせない」というメッセージではないか、という印象を拭いきれません。親権者として、また裁判所で決められた調停条項を守るべき義務がある者として適当であるかは大きな疑問があります。アンモラル以上に、不履行を棚に上げた法廷侮辱にも相当する行為ではないでしょうか。面会は子どもが実親との絆を保つ重要な機会であり、権利でもあります。これをこの様な手段で不履行とするのは、人質を盾に不当な要求を続けるテロ行為に匹敵するのではないのでしょうか。こうした実態は、すべて「子どもたちへの最善の利益」を侵害している行為であると感じる次第です。

さらには、相手方は、「長い間会っていない事実から、新しい家庭があるので、調停調書の面会条件は既に失効している」と一方的に主張して、こちらの面会の要望を完全に拒否しています。これは既に、「不履行」「引き離し」という次元ではなく、調停調書の合意事項を独断の解釈で「無効」と裁定し、正当な主張としているという法や常識をはるかに逸脱した発想と言動です。

『他の人間の権利や幸せを奪ってでも、主張できる権利などは無い』。

この言葉を常に思い出します。しかし、現状はその反対なのです。

今年に入り、家裁への申立てをはじめ、地域自治体への陳情活動、国会への働きかけなどが盛んに行われています。報道される機会も増えてきました。なかでも、国会で超党派連合を結成し、法改正や面会交流の法制化や引き離し防止などをテーマとした議員勉強会も定期的にかかれるようになりました。勉強会には多くの関係者、党派を超えた議員の方々、報道関係者などが集まっています。この流れをさらに大きくし、皆さんの声を集めて世に問い、世論の理解を得ながら解決して行くことにも頑張りたいと思います。

どうか、『人質弁護』を止めて下さい。親子は親子です。離婚後も子どもの親として、お互いにとっての『我が子』を将来にわたって見守り、そして育てていく社会にして行きたいと思います。離婚後の親子の絆を守るために、自ら当事者の一人として努力して行きたいと思います。

私は絶対にあきらめません。

（蓮見岳夫）

子どもの心によりそう

「万に一つの可能性しかありませんよ」

相談に行った弁護士さんにそういわれてしまった。

親権者変更調停を始めた2008年4月のことだ。

4歳と6歳の子どもたちを元夫に託し、離婚したのが2007年3月。ちょうど1年たってからの親権者変更調停だった。

子どもの親権と監護権を渡せば離婚に応じる、子どもたちが会いたいといったときは会わせる、その言葉を信じ協議離婚した。当初は毎週金曜日の夕方から日曜日の夕方までの宿泊面会を続けていた。毎週会えてはいたが、毎回子どもたちは号泣し私にしがみつく。それを父親がひきはがしての受け渡し……。毎回こんなことをしているのだからか？ 私が子どもたちの泣き声に耐えられなくなってきていた。毎週の地獄のような別れ際を続け1年。

元夫も子どもを思っていることだろう、別れがづらいから会わないほうがよい、このまま母親から縁をきらせたいと申し出てきた。そんな空気を子どもたちも察知していたのだろう。宿泊面会の夜、娘は3時間泣き続けその後もうなされていた。その涙を見て覚悟を決める。

子どもたちはパパもママも大好きなのだ。私が監護親になればパパにもママにも会えるようになる、調停を申し立てよう！

一度決まった親権はよほどのことがないと動かない。元夫はいい父親だったし、実家の義父母は裕福な家庭である。「でも万に一つはあるんですよ？」私はそこに希望をもち、親権者変更調停を始める。

調停でも「親権者変更は難しいよ」と調停委員からもいわれるが、そんなことは百も承知、私は子どもへの気持ちだけで話を進めていった。懸念していた調停中の面会拒否を回避できたため、子どもたちとは会い続けられた。

「この道を左にまがるとママんちにいけるっていつも思ってるんだ。ママに会いたいって思ってるんだ」一年生にあがった娘が学校の帰り道いつも思うと話してくれた。私は子どもたちがすむ元夫の実家のすぐ近くに引っ越して住んでいたため、娘は私のアパートまでの道を知っていた。調停でしんどいとき、娘の言葉を思い出しては、気持ちを奮い立たせていた。

「ママはいつもここにいるよね？ 夢でママに会

いたいっていつもお祈りしてるよ」4歳の息子が自分の胸をおさえて私に涙目で話す。

こんな幼い子が会いたい気持ちを抑え、我慢している。それはおかしいのではないか？ 離婚しても、どちらの両親にも会えるのが子どものためではないか？ 激しく心が訴える。

そんな中、調停の席で元夫が子どもたちの様子を伝え、全てを考え直したいと申し出てきた。子どもたちが夜中も泣いて「ママに会いたい！ ママんどこに行く！」と走り出したり、昼間も泣くことが多くなっただけでいい。母親の影響力を今更ながらに感じた、と。このまま母親を遠ざけて忘れさせるか、母親の元に戻すか、考えたいと……。考える時間として2か月調停の間の期間がとられ、面会も減らされたが希望をもって待った。

そして2か月後、子どもたちは私の元にやってきた。2008年11月2日。元夫に「バイバイ」と笑顔で手を振り駆け寄ってくる子どもたち。それを見送る元夫。

万にひとつの可能性、そういわれた調停も、7か月かかり無事、親権変更ができた。ただただ子どものためにどうしたらいいのか？ それを問い続けた、それだけだったように思う。

親権が変更できて、それでこの問題は終わらない。私にはどちらの両親にも会える環境にする目的があったのだから。子どもたちが私のもとに来て11月に元夫に面会した後、3か月面会が行われていない。元夫の体調不良のため面会が3回キャンセル。代替日は用事があるから無理といわれてしまった。子どもたちは「パパに会いたい」と泣いている。

さて私はどうすべきか……。まわりの人からは子どもにあきらめさせ、父親がいなくても母親だけで立派に育てなさいとアドバイスされるが。

でも私は知っている。会いたくても会えない苦しみを……。その気持ちに蓋をしてもなくなりはないのだ。子どもたちが父親に会いたい気持ちは、しごく当然なものであり、諦めさせるなんてできない。

共同監護をめざしていたが、それには程遠い私たち。まずは面会を。会いたがらない人に強制的に会わせることはできないらしいが、子どもの心によりそっていくにはなんとかするしかない。もう少し、歩き続けよう。まだまだ私の歩みは険しそうだ。

(三箇美奈子)

手帳にメモして!

■親子ネット・街頭署名集め

日時: 2月14日12:00~13:30、場所: 荻窪駅北口、問い合わせ: 042・573・4010 (スペースF)

■我が子に会いたい親の会・定例会

日時: 2月14日14:30~17:30、場所: 東京都文京区立アカデミー茗台7階学習室B (あおば会)、参加費: 500円

■離婚後の共同親権を考える勉強会—離婚・別居によって会えなくなった親子第2回

日時: 2月17日13:00~14:30、場所: 衆議院第二議員会館第一会議室、講師: コリン・ジョーンズ (同志社大学法科大学院教授)「国際社会から見た日本の現状—親による子の連れ去りと面会拒否」、参加費1000円、主催: 親子ネット、問い合わせ: 090・4964・1080 (植野、要予約)

■親子ネットNAGANO第二回定例会

日時: 2月21日14:15~16:15、場所: 長野県松本市あがたの森文化会館小会議室 (部屋番号2-4) (松本市県3-1-1 旧制松本高等学校)、会費: 500円、問い合わせ: 050・3468・3743 (堤)

■①我が子に会いたい親の会関西懇親会+②親子ネット紹介

①日時: 2月22日17:00~18:30、場所: 「がんこ」新大阪店 (JR新大阪駅西口徒歩5分、メルパルクホール前)、実費を徴収

②日時: 2月22日19:00~21:30、場所: 青少年文化創造ステーション (KOKO PLAZA) 803会議室 (新大阪駅より徒歩数分)、参加費: 500円、講師: 宗像充、問い合わせ: 078・732・0703 (中野、要予約)

■くにたち子どもとの交流を求める親の会・定例自助

日時: 3月5日17:30~、場所: 東京都国立市スペースF (国立市中3-11-6)、主催: くにたち子どもとの交流を求める親の会、問い合わせ: 042・573・4010 (スペースF)

■第3回議員会館勉強会 (予定)

日時: 3月17日13:00~、以上予定、主催: 親子ネット、問い合わせ: 090・4964・1080 (植野、要予約)

■講演会「離婚と子ども」

日時: 3月21日13:30~15:30、場所: 国立市役所3階第1、2会議室、講師: 小田切紀子 (臨床心理士、東京国際大学人間社会学部)、主催: 国立市、企画・運営: くにたち子どもとの交流を求める親の会、Mother's Wish~母の願い、問い合わせ: 042・576・2111 (国立市役所市民共同推進係、保育有、先着順。要予約)

【編集後記】小学生の時の壁新聞に始まって、地域のミニコミから保育園父母会の交流誌まで、今までいろんなリトルプレスをつくってきたけれど、こんなもの早く必要なくなればいいのと思いつつやるのは今回が初めてだ。読者が減ることを願ってるって、不思議な感じ。でも、例えば闘病している人のための雑誌など、いろんな問題に悩んでいる人のための媒体というのは、同じ矛盾をかかえているのだろう。

しかし、この問題に関しては、現行の法制度のもとでは当事者は増える一方だ。

会えない親が自分のほかにもいることを知ってから、まだ数ヶ月。まだまだいるだろうひとりで苦しんでいる人のもとにも「引き離し」が届きますように。そして一日も早く「引き離し、卒業します」と言えますように。

(武田)

活動日誌

■親子ネット会議

12/13~14 熱川合宿、12/20・29・1/8・22 事務局会、1/10・2/8 全体会議 (第13・14回)

■宣伝活動、署名活動

12/18 東京高裁前、国立駅前、12/23 国立駅前、1/15 東京家裁前・法務省前、1/25 中野駅前・阿佐ヶ谷駅前、1/27 水戸家裁前

■陳情書・請願書

12/11 白馬村 (請願採択)、12/16 香川県 (陳情継続審議)、12/19 小平市 (請願採択)、12/25 清瀬市 (陳情採択)

■要望書等提出

12/18 東京高裁、1/15 東京家裁・法務省

■講演会・催し物

1/20 離婚・別居によって会えなくなっている親子についての勉強会 (衆議院第二議員会館)、1/29 親子の面会交流相談入門 (くにたちの会)、2/8 面会交流の法的知識 (くにたちの会)

■その他

12/5 フランス大使館勉強会「ハーグ条約と日本の離婚制度の問題点」、12/12 ホームページ開設、12/18 東京都庁前キャンドルナイト、1/7~9・14~16 国会議員会館回り、1/15 全司法労組

■マスコミ

12/11 西日本新聞「離婚後の親子面会援助 福岡ファミリー相談室開始から半年」、1/21 毎日新聞「離婚後子どもとの面会交流 超党派議員法整備に意欲」、1/26 東京新聞「単独親権、日本は少数派 超党派議連で現状打開へ」

★★★ 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク会員募集 ★★★

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子の面会交流への公的支援を求めて活動しています。

双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいつしよにいても別れても、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行ってきました。いつしよに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行なっています。

ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。会費はメンバーに手渡ししか、以下に振り込みください。

会費 団体3000円 個人1000円
郵便振替 00190-7-743217
加入者名 親子交流ネット